

事 務 連 絡
平成28年4月1日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局地方債課

「平成28年度地方債についての質疑応答集」について

平成28年度の地方債の協議又は許可の運用については、平成28年度地方債同意等基準（平成28年総務省告示第147号）、平成28年度地方債計画（平成28年総務省告示第148号）及び平成28年度地方債充当率（平成28年総務省告示第149号）のほか、平成28年度地方債同意等基準運用要綱（平成28年4月1日付け総財地第87号・総財公第46号・総財務第69号）によるところですが、その取扱いについて、各地方公共団体から照会が予想される事項について、別添のとおり質疑応答集として取りまとめましたので、ご活用ください。

貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を連絡願います。

平成 28 年度地方債についての質疑応答集

この質疑応答集は、従来、頻繁に電話等でお問い合わせいただいた項目について、地方公共団体における執務上の参考のためにとりまとめたものです。

[凡例]

地財法：地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

【1 一般的事項】

Q 1-1 地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、国庫支出金、都道府県支出金等について、控除するかどうかの具体的な判断基準を示して下さい。

A 1-1

- 1 法令に基づく負担金、法令・条例に基づく分担金及び国庫補助負担金等の交付要綱等により国庫支出金交付の条件とされた都道府県支出金は、原則として、地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、控除すべき控除財源に該当するものです。
- 2 市町村事業に対する都道府県支出金のうち、法令等に義務付けのない単独の助成については、当該、都道府県支出金の根拠となっている条例、規則、要綱等に基づき取扱うことを原則としてください。その際、次の事項にご留意ください。
 - (1) 都道府県支出金を交付する根拠となっている条例、規則、要綱等（以下「都道府県支出金要綱等」という。）において、都道府県支出金を国庫支出金及び地方債を充当した後の市町村負担額について交付することと定めているものは、控除しないものです。
 - (2) 都道府県支出金要綱等において都道府県支出金を国庫支出金に上乗せして国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額に対し交付することと定めているものその他の都道府県支出金等については、国庫支出金等と同様、地方負担額又は起債対象事業費から控除するものです。
 - (3) 国庫支出金等を伴う起債対象事業費であって、国庫補助基本額相当部分及び継ぎ足し単独部分がある場合には、都道府県支出金要綱等において、明確に交付対象を特定していない場合においては、継ぎ足し単独事業分から控除することとして差し支えありません。
- 3 宅地開発又は住宅建設に伴う開発事業者からの分担金のほか、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている指定寄附金等については、当該寄附金等が予算手続上当該起債対象事業費に充てるべき財源とされたものについては、控除財源として取り扱ってください。

Q 1-2 支出決算済みの事業費等について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-2 支出決算済みの事業費等は、次に該当する場合を除き、対象となりません。なお、主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証した、いわゆる施越事業については、補助災害復旧事業（過年）の対象です。

- 1 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用している事業の未払金（起債の同意等年度の対象事業費に係るものに限られます。）
- 2 市町村合併により廃止される市町村が行った決算済み事業費（一時借入金等を行い、債務を承継したのものに限られません。）

Q 1-3 予算繰越された事業費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-3 一般財源等を繰越財源として繰越した場合（予算繰越）は、予算上地方債を財源としていないため、当該事業費は地

方債の対象となりません。

Q 1-4 前年度以前に用地特別会計において取得した用地を、一般会計等が再取得した場合、用地特別会計においてどのように対応すべきでしょうか。

A 1-4 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合における用地に係る用地特別会計の起債残高については、本来、再取得の際には償還すべきものであることを踏まえ、繰上償還、あるいは繰上償還に代わる減債基金への積立て等の措置を講じてください。

Q 1-5 公共施設の修繕事業に要する経費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-5 地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができます。

Q 1-6 地方債の対象とすることができる点検・調査等に要する経費とはどのようなものですか。

A 1-6 施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費が対象となります。

具体的には、建設事業の実施が決まっている場合において、詳細な点検・調査等を行えば、工事方法の決定ができないなど、実施設計と同一視できるような点検・調査等となります。したがって、一般的調査のほか、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものその他経常的なものに該当する点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはなりません。

Q 1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度になってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A 1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費については、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、やむを得ず翌々年度になってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

Q 1-8 事業計画においては、詳細な点検・調査等を実施した翌年度に建設事業を実施する予定としていましたが、点検・調査等の結果、特殊な工法が必要となることが判明し、建設事業を1年遅らせることとなりました。こういう場合、当該点検・調査等に要する経費は適債経費には該当しなくなるのですか。

A 1-8 建設事業の実施時期を遅らせる合理的な理由があり、実施時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、建設事業を中止する場合と異なり、設問の点検・調査等に要する経費は引き続き適債経費に該当するものと解されます。なお、建設事業の実施時期変更にあたっては、総務大臣又は都道府県知事に対し、変更の理由及び変更後の実施時期等について説明しておくことが望ましいと考えます。

Q 1-9 財源対策債分（平成28年度における地方財源の不足額に対処するため措置されるもの。以下同じ。）を含む事業の簡易協議等手続は、どのように行うのですか。

A 1-9 財源対策債分を含む事業については、本来分及び財源対策債分を併せて協議等を行ってください。

Q 1-10 財源対策債分を含む事業に係る充当率の内訳はどうなっていますか。

A 1-10 別紙1をご参照ください。

Q 1-11 地方向け補助金等（投資関係）の名称から、対応する地方債を知ることができる早見表を示して下さい。

A 1-11 別紙2のとおりです。

【2 公共事業等】

Q 2-1 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ地震特措法」という。）に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業を実施する場合には、公共事業等と一般補助施設整備等事業のどちらの対象となりますか。

A 2-1 南海トラフ地震特措法に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業は、防災・安全社会資本整備交付金や農山漁村地域整備交付金等の交付を受けて、津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備や、これらの避難場所までの避難路その他の避難経路の整備を行う事業であり、公共事業等の対象となります。

【3 災害復旧事業】

Q 3-1 補助災害復旧事業の対象となる「特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業」とはどのような事業ですか。

A 3-1 具体的には、通常の災害と比較して補助率の嵩上げがある事業や特別の災害に限り新規に国庫補助負担金が創設される事業が対象となります。

Q 3-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業の簡易協議等手続は、どの年度に行いますか。

A 3-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業については、国庫補助金が交付される年度において協議等を行ってください。

Q 3-3 災害復旧事業のうち「一般単独災害復旧事業」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 3-3 対象事業を例示すると、次のとおりです。ただし、農地については対象となりません（運用要綱第一の二の1の(一)の(3)ウ）。

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
- 3 国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場等の公用施設等）の災害復旧事業
- 4 災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路、橋りょう等の仮設工事又は河川、海岸、用排水路等の仮締切等をいう。）
- 5 災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事をいう。）
- 6 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
- 7 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
- 8 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限）

Q 3-4 一般単独災害復旧事業において対象とならない事業について教えてください。

A 3-4 以下に掲げるものは一般単独災害復旧事業の対象となりません。

- 1 工事の費用に比して、その効果が著しく小さいと認められるもの（狭小な農耕地を保護するために多額な工事費を要する場合等）
- 2 維持工事と認められるもの（直ちに増破する恐れがなく、かつ、他に被害を及ぼす恐れがない石積の差狂い又は欠脱を

復旧する工事、少量の捨石を補充するのみの工事等)

- 3 明らかに設計の不備又は、工事施行の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- 4 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの
- 5 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 6 農地に係る災害復旧事業

Q 3-5 災害復旧事業のうち「小災害復旧事業」の対象となる範囲を示してください。

A 3-5 小災害復旧事業とは、災害復旧事業のうち、次に掲げる事業を対象とするものです。

区 分	都道府県分 (含指定都市)	市町村分
公共土木施設	1箇所工事の費用が80万円以上120万円未満のもの	1箇所工事の費用が30万円以上60万円未満のもの
公立学校施設	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については80万円(指定都市は40万円)未満、設備については60万円(指定都市は30万円)未満のものに限る。)	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については40万円未満、設備については30万円未満のものに限る。)
農 地 等	1箇所工事の費用が13万円以上40万円未満のもの(指定都市のみ)	1箇所工事の費用が13万円以上40万円未満のもの

なお、応急工事又は応急仮工事に係る経費は、当該応急工事又は応急仮工事に係る本工事が小災害債の対象となる工事である場合に限り、当該本工事費に加算して差し支えないものです。

また、災害復旧は、原則として原形復旧ですが、再度被災のおそれのあるものについては、被災の原因に対応する程度とすることができるものとし、比較設計による事業費の額が、原施設を従前の工法で復旧する場合の事業費の額と同額若しくは少額となるものについては、原施設の工法をこえた復旧工法で施行することができるものとしています。

Q 3-6 小災害復旧事業に係る工事の1箇所の取扱いはどうになりますか。

A 3-6 工事の1箇所の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に定めるところによります。具体的には次のとおりです。

1 公共土木施設

- (1) 河川、道路等の施設について災害にかかった箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが、当該施設の効用上困難又は不適當なもの(ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。)は1箇所の工事とみなします。

2 農地等

- (1) 農地、農業用施設、林道の一の施設について、災害にかかった箇所が150メートル(漁港施設にあっては100メートル。以下同じ。)以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 一の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの(ただし、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。)は1箇所の工事とみなします。

Q 3-7 小災害復旧事業における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等による適用除外規定の取扱いについて教えてください。

A 3-7 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）又は農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律のそれぞれの適用除外の規定は、原則として小災害復旧事業に準用します。

【 4 社会福祉施設整備事業】

Q 4-1 社会福祉施設整備事業は、例えばどのような施設が対象となりますか。

A 4-1 社会福祉施設整備事業については、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象としており、例示すると以下のとおりです。

ただし、都道府県が施設整備を実施する補助事業に係る地方負担額は、公共事業等債の対象となるため、除かれます（補助事業として都道府県が行う市町村及び社会福祉法人等の施設整備に対する補助は社会福祉施設整備事業債の対象です。）。

- 1 保護施設
- 2 児童福祉施設、へき地保育所及び保育士養成所
- 3 母子・父子福祉施設及び母子健康センター
- 4 老人福祉施設
- 5 障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 6 身体障害者社会参加支援施設
- 7 心身障害者（児）総合施設、地域福祉センター、認知症高齢者グループホーム、高齢者生活福祉センター、看護師共同利用保育施設及び老人憩いの家
- 8 保健師等養成所、社会福祉士又は介護福祉士養成所及び理学療法士又は作業療法士養成施設

【 5 一般廃棄物処理事業】

Q 5-1 一般廃棄物処理事業のうち施設内の道路整備費、よう壁等の工事費の事業費はどのように区分すべきですか。

A 5-1 施設内の道路整備費については施設費として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出を要しない最終処分場に係るよう壁、排水処理施設等及び最終覆土（芝張）等の工事費については、用地関係費として取り扱ってください（なお、Q 9-1 も参照してください）。

【 6 一般補助施設整備等事業】

Q 6-1 一般補助施設整備等事業のうち「豪雪対策事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 6-1 豪雪対策事業では、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条に基づき指定された豪雪地帯の市町村が実施する豪雪地帯内を連絡する市町村道（橋梁を含む。）、除雪機械等（車庫、運転者用仮眠施設等を含む。）及びその他関連防雪施設（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に規定する雪覆工、流雪溝、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーター等）、吹きだまり防止施設及びなだれ防止施設をいう。）の整備事業が対象です。

Q 6-2 一般補助施設整備等事業及び一般事業のうち「住宅資金等貸付事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 6-2 地方公共団体の条例等に基づく高齢者若しくは障害者に対する住宅整備資金の貸付事業又は水洗便所改造等資金の貸付事業が対象です。

【 7 一般事業】

Q 7-1 地財法附則第 33 条の 5 の 8 に規定する「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」には、何が含まれますか。

A 7-1 地財法第5条第5号に規定する学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設のほか職員宿舎などの普通財産や供用を廃止した施設などが含まれます。

Q 7-2 倒壊等の危険除去など治安・防災上の理由や景観上好ましくないといった理由による公共施設等の除却は、地方債の対象となりますか。

A 7-2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に基づいて行われる公共施設等の除却は、地方債の対象となります。

したがって、当該計画に危険除去の方針等が記載されており、当該方針等に基づいて行われる公共施設等の除却であれば、地方債の対象となります。

Q 7-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却について、当該組合の加入団体が負担金等を支出する場合に、当該負担金等は地方債の対象となりますか。

A 7-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却に対して負担金等を支出する場合については、当該負担金等は地方債の対象となりません。

なお、地方公共団体の組合は、当該組合における公共施設等総合管理計画に基づいて行われる組合所有の公共施設等の除却について、地方債を発行することができます。

Q 7-4 国庫補助を受けて実施する公共施設等の除却は、地方債の対象となりますか。

A 7-4 国庫補助を受けて実施する公共施設等の除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、該当の事業債の対象となります。

Q 7-5 公共施設等の除却に要する経費には、解体撤去に要する経費のほかに何が含まれますか。

A 7-5 原状回復に要する経費が対象となります。

Q 7-6 除却した後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、公共施設等の除却に要する経費から当該収入見込み額を控除する必要がありますか。

A 7-6 公共施設等の除却に要する経費から除却した後の土地の売却収入見込み額を控除する必要はありません。

なお、地方公共団体の判断により、除却と同一年度に確実に土地の売却がなされる場合に、除却に要する経費から当該売却見込み額を控除することや、除却した後に土地の売却により実際に収入が得られた場合に、当該収入を除却に係る地方債の繰上償還又は繰上償還に代わる減債基金への積立て等に用いることは想定されます。

Q 7-7 公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、合併特例債又は合併推進債を活用することはできますか。

A 7-7 市町村建設計画に基づく公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併特例債を活用することができます。

また、合併市町村基本計画を達成するために行う公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併推進債を活用することができます。

Q 7-8 一般事業のうち「地域鉄道対策事業」に該当するかどうかについて、どのような点に留意して確認すればよいでしょうか。

A 7-8 地域鉄道対策事業は、地方公共団体が行う地域鉄道事業者の投資への補助が対象になりますが、その該当性の確認にあたっては、

①助成先が「地財法施行令第1条で定める法人」に該当する地域鉄道事業者かどうか、

②助成の対象となる事業が鉄道施設の整備・更新や車両の購入等の「建設事業」に該当するかどうかについて、個別に確認する必要があります。

特に、中小民鉄や地方公共団体の出資割合が低い第三セクターが地域鉄道事業者となっているケースがあるので、十分に留意してください。

Q 7-9 新たに出資金や貸付金の財源として地方債を充てることを検討していますが、どのような点に留意すればよいですか。

A 7-9 出資金や貸付金の財源に充てるための地方債の適債性については、①出資金にあつては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであるかどうか、②貸付金にあつては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものかどうかについて、個別に確認する必要があります。

出資先や貸付先の収支計画等を通じて償還確実性を個別に確認する場合など、確認のために時間を要することもあり得ることから、新たに出資金や貸付金の財源として地方債を充てることを検討する場合には、事前に時間的な余裕を持って相談してください。

Q 7-10 出資金、貸付金及び補助金の財源として地方債を充てる場合、起債予定額一覧表等の提出にあたり、どのような点に留意すればよいですか。

A 7-10 「備考」欄に、出資先、貸付先及び助成先を必ず記載するようにしてください。なお、地域鉄道対策事業も補助金の財源として地方債を充てる事業ですので、「備考」欄に助成先を記載するようにしてください。

Q 7-11 地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債は、どのようなものが対象となりますか。

A 7-11 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 113 条第 1 項に基づき市町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられている事業で、地域の資源と地域の資金（地域金融機関からの融資等）を活用して事業の立ち上げを実施する法人等に対して地方公共団体が出資を行うものが対象です。

Q 7-12 一般事業のうち「拠点法等特別事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-12 拠点法等特別事業は、次の事業が対象です。

- 1 地方公共団体が、総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）第 13 条第 2 項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 15 号）第 16 条又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 18 条の規定に基づき行う出資、補助その他の助成
- 2 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）第 18 条及び第 26 条に基づき、地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために行う、基本構想に定める重点整備地区又は業務核都市において整備されるべき中核的施設等で公共施設以外のものの整備

Q 7-13 一般事業のうち「河川等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-13 地方公共団体が単独事業として行う河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備事業（同法第 100 条に規定する施設を含む。）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備に関する工事、その他の治山治水事業、水質浄化事業及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 5 号に規定する都市下水路の整備事業が対象です。

Q 7-14 一般事業のうち「臨時高等学校改築等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-14 地方公共団体が単独事業として行う高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）の老

朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含む。以下「老朽施設改築事業」という。）又は大規模改造事業であり、老朽施設改築事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度（鉄筋コンクリート造の場合は 20 年程度）を経過した施設です。

Q 7-15 一般事業のうち「地域総合整備資金貸付事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 7-15 別途、要綱で定めるところによる地方公共団体の民間事業活動等に対する貸付金に要する経費が対象です。

Q 7-16 一般事業のうち「半島振興道路整備事業」の「防災機能強化分」について、「防災拠点」や「避難場所」にはどのようなものが該当しますか。

A 7-16 「防災拠点」には、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物が、「避難場所」には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所が該当します。

【 8 地域活性化事業】

Q 8-1 平成 28 年度における地域活性化事業の変更点を教えてください。

A 8-1 平成 28 年度における地域活性化事業の変更点は、以下のとおりです。

- ・ 連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備）を対象に追加したこと。
- ・ 定住自立圏構想の推進に資する事業の対象を医療・福祉、産業振興及び公共交通の 3 分野に重点化したこと。
- ・ ホストタウンの取組の推進に資する事業（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設の改修）を対象に追加したこと。
- ・ 平成 27 年度までの措置としていた住民生活にとって大事な部分でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業（地方消費者行政、DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり）を廃止したこと。

Q 8-2 地域活性化事業の対象となる「地域の活性化のための基盤整備事業」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-2 例えば、「地域経済循環の創造」、「人材力の活性化」、「地域の歴史文化資産の活用」、「いのちと生活を守る安心の確保」、「連携中枢都市圏構想の推進」、「定住自立圏構想の推進」及び「ホストタウンの取組の推進」が対象となります。

Q 8-3 地域活性化事業のうち「地域経済循環の創造」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-3 自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創出するための基盤整備が対象であり、例示すると以下のとおりです。

1 地域資源活用事業

- (1) ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援施設、貸工場等の整備
- (2) 農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備
- (3) 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備
- (4) 水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備

2 地域情報通信基盤整備事業

- (1) 公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内 LAN を除く。）

なお、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、地方公共団体が整備した伝送施設及び設備を当該地方公共団体以外の者に利用させることも差し支えないものとする（(2)において同じ。）。

(2) 次のいずれかの地域に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備を伴うものに限る。）、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備

ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づき指定された離島振興対策実施地域

エ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島

カ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島

キ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に基づき指定された半島振興対策実施地域

ク 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された豪雪地帯

ケ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 2 条に規定する振興山村

コ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する地域

サ 民間事業者による整備が見込めない地域

(3) 行政情報等を提供するためのケーブルテレビ等の整備（行政情報を提供するために必要な部分に限る。）

(4) 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。）

* 共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。

(5) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備

(6) 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備

(7) 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備

3 自然再生・地球温暖化対策事業

(1) 藻場・干潟やビオトープ（生物の生息空間）、それらをつなぐ緑道等の形成・保全

(2) 分散型エネルギー（太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等）を活用した施設の整備や高効率照明機器の整備

* 建物整備事業と一体として行われる事業については、当該建物整備事業に係るそれぞれの事業の対象とすること。

* 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用を受け、売電を主たる目的とする再生可能エネルギー発電設備整備については地域活性化事業の対象外であること。

(3) 施設の省エネルギー改修

(4) 低公害車の導入

* 一般廃棄物処理事業の対象となる清掃運搬施設等、他の事業の対象となるものについては、それぞれの事業の対象とすること。

(5) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

(6) 都市緑化のための植樹、植栽等

4 国土保全対策事業

(1) 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備

(2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に定める市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林（同法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するために指定されているものに限る。）の取得

- (3) 農地の持つ国土保全の機能を維持するための小規模農地・農道等の整備
- (4) 国土保全の見地から行う耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備
- (5) 都市住民に対し国土保全の重要性についての理解を深めることを目的とした交流施設（花畑、園地、体験農場等）、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備
- (6) 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備

Q 8-4 地域活性化事業のうち「人材力の活性化」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-4 地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備が対象であり、例示すると以下のとおりです。

- 1 Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備
- 2 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備
- 3 NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備

Q 8-5 地域活性化事業のうち「地域の歴史文化資産の活用」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-5 個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備が対象であり、例示すると以下のとおりです。

- 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）、同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国宝等（建造物等又は土地に限る。）、同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等（建造物等又は土地に限る。）の取得、保存及び周辺整備
- 2 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等

Q 8-6 地域活性化事業のうち「いのちと生活を守る安心の確保」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-6 少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備が対象であり、例示すると以下のとおりです。

- 1 公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり
- 2 子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- 3 リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- 4 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入
- 5 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

Q 8-7 地域活性化事業のうち「連携中枢都市圏構想の推進」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-7 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件のすべてを満たす事業を対象としています。

- 1 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(1)及び(2)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象

とすること。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

- ・ 新技術等開発を支援するための施設の整備（圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備）
- ・ 観光拠点施設の整備（海外インバウンド観光に資する施設等であって、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備）

(2) 高次の都市機能の集積・強化

- ・ 高度医療の提供に資する施設の整備（三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備）
- ・ アクセス拠点施設の整備（圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備）
- ・ 高等教育機関における研究施設の整備（グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備）

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- ・ 医療・福祉を確保するための施設の整備（地域医療施設、子育て支援センター等の整備）
- ・ 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備（コミュニティバスターミナル等の整備）・ 産業振興のための施設の整備（地場産業支援施設、地域観光施設等の整備）

2 次に掲げる(1)から(4)までの要件のすべてを満たすこと。

- (1) 連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPI（Key Performance Indicator）と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。
- (2) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。
- (3) 施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。
- (4) 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

Q 8-8 地域活性化事業のうち「定住自立圏構想の推進」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-8 定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件のすべてを満たす事業を対象としています。

- 1 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。
- 2 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。

Q 8-9 地域活性化事業のうち「ホストタウンの取組の推進」は、どのような事業が対象となりますか。

A 8-9 ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議議長決定）第3(3)の規定によりホストタウンとして登録され、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟基準に適合させるために必要不可欠な改修事業が対象です。

Q 8-10 国際競技連盟基準に適合させるための改修事業とは、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 8-10 国際競技連盟の基準では、各競技（又は種目）に応じた技術要件を満たすため、練習施設（会場）が備えるべき機能の基準を示しており、例えば、サッカーについては、雨天時でもコンディションを保つための芝面及び排水設備等、夜間トレーニングが可能な照明設備等、フィールドに隣接したシャワー及び脱衣所付き更衣室並びにトイレを備えることなどが必要とされているところです。

既存のスポーツ施設を、このような各競技（又は種目）の国際競技連盟の基準に適合させるために必要不可欠な改修事業（維持管理のための修繕事業を除く。）が対象となります。

Q 8-11 地域活性化事業のうち「公共施設等の転用事業」は、どのような事業が対象となりますか。

A 8-11 公共施設等総合管理計画に基づいて既存施設を改修し、改修前と異なる事業目的の施設を整備する事業が対象となります。

その際、転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となります。

なお、転用後の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象とはなりません。転用前の施設の種別は問いません。

Q 8-12 転用に係る事業費は全て対象となりますか。

A 8-12 施設を増改築する場合等の延床面積が増加する場合、転用前の施設の改修部分は対象となりますが、増築部分は対象となりません。

具体的な取扱いとしては、面積按分等により、転用前の施設の改修部分に係る費用を算出し対象とします。

Q 8-13 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となりますか。

A 8-13 対象となります。

Q 8-14 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業が地域活性化事業の対象となるのはいつまでですか。

A 8-14 平成 29 年度までです。

【 9 地方道路等整備事業】

Q 9-1 公共施設への連絡道路として道路の整備を行う場合、どのような地方債が対象となるのでしょうか。

A 9-1 道路整備に関する事業債（例：地方道路等整備事業債）が対象です。

【10 防災対策事業（緊急防災・減災事業にも該当する事業に係る取扱いは共通）】

Q10-1 「消防防災施設整備事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A10-1

- ・ 運用要綱(ア) a の「防災拠点施設（地域防災センター等）」とは、災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設が対象です。

なお、庁舎等との複合施設として整備する場合には、防災拠点施設に係る部分とその他の部分を区分した上で、防災拠点施設に係る部分のみを対象とする必要があります。

- ・ 運用要綱(ア) b の「拠点避難地」とは、夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設が対象です。
- ・ 運用要綱(ア) e の「避難路・避難階段」とは、津波をはじめとした災害時において、避難するために特に必要な道路（避難経路や緊急車両の進入経路等として確保しなければならないもの）や階段の新設・改良等が対象です。一般的な道路の防災工事は、防災対策事業（自然災害防止事業）、地方道路等整備事業などの対象となります。

- ・ 運用要綱(7) f の「指定緊急避難場所及び指定避難所において防災機能を強化するための施設」とは、避難者のためのトイレ・シャワー等、避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、避難者が生活するために必要な施設のほか、夜間照明、避難のための屋上階段、天井に設置されている設備の落下防止対策など避難者の安全性向上のために必要な改修等が対象です。
- ・ 運用要綱(7) g の「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」とは、緊急消防援助隊の活動に必要な燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するにあたって必要な各種施設のことです。
- ・ 運用要綱(7) h の「緊急消防援助隊の編成に必要な施設」とは、消防艇やテロ対策用特殊救助資機材、海水利用型消防水利システム等、緊急消防援助隊を編成し広域応援を行うのに必要な施設のことです。
- ・ 運用要綱(7) i の「消防団に整備される施設」とは、消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム、消防団拠点施設等のことです。
- ・ 運用要綱(7) j の「消防水利施設」及びkの「初期消火資機材」を整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動（消火訓練や資機材の点検等）に関する内容も求められます。
- ・ 運用要綱(7) l の「消防本部又は消防署に整備される施設」とは、電源車及び特殊災害対応自動車のほか、消防ポンプ自動車(水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。)、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車及び指揮車で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両のことです。
- ・ 運用要綱(7) m の「消防防災情報通信施設」とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、高機能消防指令センター、防災情報システム(河川水位等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステム)、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置等、災害発生情報や防災に関する情報を広く伝えるための通信施設等のことです。

Q10-2 「津波浸水想定区域移転事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A10-2

- ・ 運用要綱(4)の「津波浸水想定区域移転事業」の対象となる施設は、災害応急対策上不可欠となる防災対策の拠点である庁舎や消防庁舎、学校施設及び災害時に特に配慮が必要となる者(以下「要配慮者」という。)のための施設である保育所や老人福祉施設といった社会福祉施設等のうち、地域防災計画で移転が必要と定められている施設を対象とします。また、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となります。

Q10-3 「消防広域化関連事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A10-3

- ・ 運用要綱(4)の「消防広域化関連事業」について、広域消防運営計画等に基づき実施するものについては、広域化前に着手するものについても対象となります。運用要綱(4)のうちa及びcについては広域化後10年度以内に完了する事業、bについては5年度以内に完了する事業を対象とします。なお、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示(平成25年消防庁告示第4号)による改正前の市町村の消防の広域化に関する基本方針に定められていた期限(平成25年3月31日)までに広域化した場合には当該期限の日の翌日から起算します。

また、「広域消防運営計画等」に基づき必要となる消防署所等の増改築等とは、広域化による管理部門の合理化等により新たに現場活動要員や消防車両等を配置するために必要となるもの等であり、具体的には、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業が対象です。ただし、消防本部(指令センターを除く)、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象とならないものです。

新築が対象となる署所等の再配置とは、広域化に伴い、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合などであり、単なる署所等の更新は対象となりません。

Q10-4 「公共施設等耐震化事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A10-4 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業であり、具体的な対象事業等は、運用要綱に定めるもののほか次のとおりです。

- ・ 対象となる建築物は、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものが対象です。

また、平成25年度の「建築基準法施行令」及び関連省令の一部改正により、既存不適格建築物の増改築における緩和要件に追加された、天井落下防止対策事業（6m以上の高さにある200㎡以上の吊り天井）も対象です。

- ・ 運用要綱(イ)の「災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設」とは、災害時に災害対策本部が設けられる庁舎や消防庁舎など、発災時に災害対策の拠点となる施設のことであります。
- ・ 運用要綱(エ)の「災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設」とは、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設を除いた施設の整備事業が対象です。

なお、消防署所等について、「耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの」とは、 I_s 値0.6未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合です。

また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象となります。

【11 緊急防災・減災事業】

Q11-1 緊急防災・減災事業のうち「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A11-1

- ・ 防災対策事業の対象となる緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下「車両等」という。）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業のことであります。

Q11-2 緊急防災・減災事業のうち「消防団の機能強化を図るための施設・設備」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A11-2

- ・ 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、具体的には消防団車両の増強・初期消火資機材の増強や、救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備、消防団拠点施設の増強などの事業のことであります。

Q11-3 庁舎や公民館を新設する場合に、地域防災センターを併設したいと考えていますが、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-3 事業費を按分し、地域防災センター等の防災拠点施設として整備する部分については、緊急防災・減災事業の対象となります。

Q11-4 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。

A11-4 対象となります。市町村の受益者負担金についても対象となります。

Q11-5 消防救急無線のデジタル化について、国庫補助金の対象となる共通波施設と国庫補助金の対象とならない活動波施設を同一の契約により整備する場合、活動波施設部分を緊急防災・減災事業の対象とすることはできますか。

A11-5 共通波施設部分は国庫補助事業と、活動波施設部分は地方単独事業と整理した上で、活動波施設部分を緊急防災・減災事業の対象とすることは可能です。

Q11-6 津波対策の観点から公共施設等を移転する場合、移転前の延床面積を上限として対象となるのが原則ですが、例外として移転前の延床面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるのでしょうか。

A11-6 法令等で面積基準が定められている建物（例：養護老人ホーム）で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には、移転前の延床面積を超えて対象とすることができます。

Q11-7 津波浸水想定区域内にある公共施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。

A11-7 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対象となります。

Q11-8 津波浸水想定区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「津波浸水想定区域移転事業」の対象となりますか。

A11-8 地理的な制約がある中で、嵩上げなどの津波浸水対策を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合の嵩上げなどのためのコストは、通常の建設費や用地費とは別に、津波浸水対策のための追加工事費として対象として差し支えありません。

Q11-9 津波浸水想定区域移転事業における「津波浸水想定区域」とは、どのようなものですか。

A11-9 想定される地震・津波災害の軽減を図るため、都道府県が作成し、地域の住民に周知されるとともに防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域や、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定した津波浸水想定区域などが該当します。

Q11-10 広域消防運営計画等に基づき、近接する署所等を統合して新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合において、用地費も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-10 対象となります。

Q11-11 指定避難所とされている学校施設の耐震化については、地方公共団体が実施する場合だけでなく、学校法人が実施する耐震化に対して地方公共団体が助成する場合も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-11 対象となります。

Q11-12 指定避難所とされていない学校施設の耐震化については、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-12 乳幼児等の災害時要配慮者対策の観点から、指定避難所以外の幼稚園、特別支援学校及び認定こども園の耐震化に

については対象となります。この際、学校法人が実施する指定避難所以外の私立幼稚園等の耐震化については、国庫補助と併せて地方公共団体が独自に助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額が対象となります。

Q11-13 社会福祉法人が実施する保育所等の耐震化に対して地方公共団体が助成する場合、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-13 対象となります。

Q11-14 消防署所等が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、どの部分が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-14 耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）が対象となります。

Q11-15 防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-15 防災行政無線の屋外スピーカー等と一体で整備する場合には、対象となります。

Q11-16 防災行政無線の代替として「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」を整備する場合は、どのような通信施設が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A11-16 「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件を満たす場合には、280MHz帯デジタル無線、FM放送、V-Lowマルチメディア放送等についても、防災行政無線の代替として認められているところです。

- ・ 整備対象地域が、防災行政無線又は戸別受信機の未整備地域であること。
- ・ 整備経費及び運用経費の合計が防災行政無線の場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

この場合においては、防災・減災対応に必要な施設整備に要する経費に限り、緊急防災・減災事業債の対象となります。

【12 公共施設最適化事業】

Q12-1 公共施設最適化事業のうち「集約化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A12-1 既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業が対象となります。

Q12-2 公共施設最適化事業のうち「複合化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A12-2 既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する事業が対象となります。

Q12-3 全体として延床面積が減少する事業とは、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A12-3 統合した施設の延床面積の合計が、統合前の対応する施設の延床面積の合計よりも小さくなる事業が対象となります。

したがって、全体として延床面積が減少しない場合には、当該事業の全部が本事業の対象とならないことに留意する必要があります。

Q12-4 公共施設最適化事業における「既存施設の廃止」とはどのような状態にすることを指すのでしょうか。

A12-4 既存施設の廃止とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。

Q12-5 国庫補助を受けて実施する公共施設の集約化事業又は複合化事業は、公共施設最適化事業の対象となりますか。

A12-5 対象となります。

Q12-6 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、公共施設最適化事業の対象となりますか。

A12-6 公共施設最適化事業の対象施設と対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、本事業の対象となります。

なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。

Q12-7 統合後の施設に、他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、公共施設最適化事業の対象となりますか。

A12-7 公共施設最適化事業により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、本事業の対象となります。

Q12-8 複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加するものの、施設全体として延床面積が減少する場合、公共施設最適化事業の対象となりますか。

A12-8 施設全体の事業費が対象となります。

Q12-9 既存施設を転用する場合、転用部分は延床面積の減少にあたりますか。

A12-9 既存施設を転用する場合、当該転用部分については延床面積の減少にはあたりません。

ただし、既存施設を転用する場合であっても、他施設を廃止した上で当該既存施設に移転する場合には、当該廃止分は延床面積の減少にあたりません。

Q12-10 公共施設最適化事業による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。

A12-10 公共施設最適化事業による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。

Q12-11 公共施設最適化事業による統合前の施設の除却についても、公共施設最適化事業の対象経費に含まれますか。

A12-11 公共施設最適化事業による統合前の施設の除却については、現地での建替えを行う場合など、本事業による統合後の整備事業費の一部として捉えることができる場合を除き、本事業の対象経費には含まれません。

Q12-12 公共施設最適化事業の対象はいつまでですか。

A12-12 平成29年度までです。

【13 辺地及び過疎対策事業】

Q13-1 辺地及び過疎対策事業のうち、「電気通信に関する施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A13-1 例示すると次のとおりです。

- 1 有線放送電話業務及び有線ラジオ放送業務並びに有線テレビジョン放送に係る施設・設備（難視聴解消のための共同受信施設を含む。）
- 2 無線システム普及支援事業費等補助金を受けて実施する共聴施設（受信障害対策共聴施設を除く。）の新設又は改修に係る施設・設備、又は別に定めるところにより単独事業として実施する共聴施設の改修に係る施設・設備
- 3 難視聴解消のため、一般放送事業者、総務大臣若しくは都道府県知事の設立認可を受けた情報通信格差是正事業法人が

設置する、又は無線システム普及支援事業費等補助金を受けて整備する放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号に基づく放送局に係る施設・設備

- 4 無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 5 号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
- 5 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備
- 6 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- 7 電波法第 2 条第 3 号に基づく無線電話

Q13-2 過疎対策事業債のうち、「障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設」はどのような施設が対象ですか。

A13-2 社会福祉施設事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設が対象となり、例示する次のとおりです。

障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設等

Q13-3 過疎対策事業債のうち、「中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所」はどのような施設が対象ですか。

A13-3 市町村が個人又は法人その他の団体に使用許可又は貸付けをする次の施設が対象となります。

- ・市町村自ら整備する貸工場又は貸事務所
 - ・市町村が既存の空き工場等を取得した後、整備する貸工場又は貸事務所
- なお、譲渡を目的として整備するものは、その性格上対象となりません。

Q13-4 過疎対策事業のうち、「太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A13-4 例示すると次のとおりです。

- 1 太陽光については、ソーラー発電、太陽光パネル等
- 2 風力については、風車による小風力発電等
- 3 水力については、小川や水路を利用した小水力発電等
- 4 地熱については、温泉を利用した給湯や暖房のシステム等
- 5 太陽熱については、太陽熱を利用した給湯や暖房のシステム等
- 6 自然界に存する熱については、冬期に貯蔵した雪氷を利用した冷房システム、自然界に存在する温度差（空中と地中等）を利用したヒートポンプ等
- 7 バイオマス又はバイオマス燃料を熱源とした熱については、木質ペレットを利用したストーブやボイラ、生ゴミから発生したメタンガスを利用した給湯等
- 8 バイオマス燃料の製造については、生ゴミからメタンガスを収集する装置、木質ペレットの製造機材、廃食用油をディーゼルエンジンの燃料に再生する装置等

* 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用を受け、売電を主たる目的とする再生可能エネルギー発電設備整備については過疎対策事業の対象外となります。

【14 公営企業債】

Q14-1 病院事業・介護サービス事業における医療若しくは看護又は介護のために必要な機械器具の整備費等は、どのようなものが対象となりますか。

A14-1 原則として、一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものが対象となります。

Q14-2 地域開発事業において、事業開始年度から30年を超える事業の簡易協議等手続は、どのように行うのですか。

A14-2 地域開発事業において、関連公共事業等の遅延により事業開始の年度から30年を超える事業については、遅延の理由及び今後の事業計画を明らかにして協議等を行うようにしてください。

Q14-3 観光その他事業はどのような事業が対象ですか。

A14-3

- 1 有料道路事業は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づく有料道路が対象です。
- 2 駐車場整備事業は、一般公共の用に供される路上駐車場以外の有料駐車場が対象です。対象事業には、自動二輪車、自転車等の置場を併設し一体として運営するものが含まれます。
- 3 観光施設事業及びその他事業の対象事業を例示すると、次のとおりです。
観光施設、温泉施設、動物園、索道、墓園、ケーブルテレビ、産業廃棄物処理施設等の整備事業、公営競技に係る施設の整備事業等
- 4 その他事業の対象事業には、廃棄物処理法第15条の5第1項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資金又は補助金が含まれます。
- 5 なお、平成24年度から、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限って同意等を行うこととしています。

Q14-4 同意等基準運用要綱【別紙2】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、「当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満」の規模の事業であることを確認するための値の算定に用いる算式について詳しく教えてください。

A14-4

- 1 算式の記号「A 当該事業に係る起債予定額の総額」については、単年度の起債予定額ではなく、事業計画全体における総起債額を算定に用いてください。また、法人格を別にして事業を実施する場合にも、算式の記号Aについては、事業計画全体における当該事業に対する出資金債・貸付金債・補助金債の総起債額と損失保証契約に係る債務の合算額を算定に用いてください。
- 2 算式の記号「B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額」の「算入公債費等」については、地財法の用語の定義のとおりです。

Q14-5 同意等基準運用要綱【別紙2】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、法人格を別にして事業を実施する場合には、土地開発公社により事業を実施する場合も含まれますか。

A14-5 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により地方公共団体が債務保証をすることができることとされているため、土地開発公社により事業を実施する場合には対象としていません。

【15 協議等の手続】

Q15-1 地方債の届出制度について教えてください。

A15-1 地方公共団体が地方債を発行する場合には、原則として、国等との協議が必要ですが、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、以下の1から4までの要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として、総務大臣又は都道府県知事との協議が不要となり、事前届出で足りることになります。

- 1 実質公債費比率が18%未満
 - 2 実質赤字額が0
 - 3 連結実質赤字比率が0
 - 4 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあつては400%未満、一般市区町村にあつては350%未満
- なお、公的資金債のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金債に係る届出についても同様です。

Q15-2 事前届出に際して、予算の議決は届出の日までに得る必要がありますか。

A15-2 予算の議決は都道府県にあつては総務大臣への届出の日まで、市町村にあつては都道府県知事から総務大臣への報告の日までに得る必要があります。

地方自治法第230条の規定により、地方債を起こす場合、予算の定めるところによることとなるものですが、届出により地方債を起こす場合、当該地方債に係る上記届出又は報告をもって、地財法上、地方債を起こす際に必要とされる手続が完了することとなるため、届出又は報告の日までに、予算の議決を得る必要があります。

Q15-3 国の予算等貸付金債の協議等（届出を含む。）の事務は、どのように進めればよいですか。

A15-3

- 1 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金の協議等については、観光その他事業の有料道路事業又は駐車場整備事業と併せて行ってください。
- 2 埠頭整備等資金貸付金（マリーナ整備事業に係るものを除く。）の協議等については、一般補助施設整備等事業（特別転貸債分）と併せて行ってください。
- 3 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、住宅資金に係るものについては、地域開発事業と併せて行ってください。
- 4 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、造林資金については公有林整備事業として、土地改良資金については草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。
- 5 日本政策金融公庫資金貸付金の協議等については、造林資金・分収林取得資金を公有林整備事業として、牧野資金を草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。

Q15-4 その他、地方債の協議等の手続に関して、留意すべきことはありますか。

A15-4 国の予算等貸付金債並びに財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体が起こす地方債を除く簡易協議等手続の対象とならない地方債については、当該地方債に係る起債協議書又は起債許可申請書（以下「起債協議書等」という。）を、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、一般市町村にあつては都道府県知事に提出していただき、総務大臣又は都道府県知事は個別に内容を審査の上、同意等を行います。

都道府県及び指定都市は、総務大臣への協議等に当たっては起債協議書等の写しを財務事務所（財務局）に送付していただきますが、個別協議に係るものであつても、財政融資資金債を除くものについては、市町村分と同様、財務事務所（財務局）のヒアリングは不要となります（別紙4及び5参照）。

なお、財務事務所（財務局）に対する手続については、早期協議についても同様になります。

【16 借換債】

Q16-1 借換えに当たり、償還年限の延長を伴う場合には、どのような点に留意する必要がありますか。

A16-1 施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により償還年限の延長を伴う借換債については、主に以下の点等について留意が必要です。

- 1 借換えにより延長された償還年限の範囲内において、当該地方債の償還に係る各年度の元利償還が平準化されていること。(据置期間をおくこと等により公債費の負担を単に後年度に先送りするものではないこと。)
- 2 借換後の利子が著しく高くなる等、借換えに伴う財政負担が必要以上に高くなっていないこと。
- 3 公債費以外の歳出の合理化が図られている等、財政健全化に向けた取組みがなされていること。

なお、借換債については、個別に協議等手続を行っており、事前に上記の内容を中心に確認を行うこととしています。(届出手続分も含みます。)

Q16-2 償還年限内に借換えを予定する場合における協議等の事務は、どのように進めればよいですか。

A16-2

- 1 償還年限内において借換えを予定する場合の償還方法には、償還ペースが明らかとなるよう借換え時期における借換え予定額を記述して、協議等を行ってください。また、借換え時において、満期一括償還方式と定時償還方式を選択する場合には、その旨を記述してください。
- 2 償還年限内において借換えを予定する場合の金利については、上限金利の記述による場合のほか、例えば、同時期に発行される同償還年限の国債の金利と均衡がとれていること等、適切な方法で予定を記述してください。

Q16-3 公債費負担の平準化を図るために借換えを行い、これにより償還ペースが遅延する場合には、どの時点で協議等を行う必要があるのか教えてください。

A16-3 償還ペースが遅延させる場合には協議等を要することから、借換えにより償還ペースが遅延する場合には、借換債の発行段階で協議等が必要となります。

なお、平成17年度以前に許可を受けた地方債については、償還ペースは許可内容ではありませんが、借換えにより償還年限が延長となる場合には協議等が必要となります。

また、これらの借換債の協議等を行うに当たっては、後年度への公債費負担の単なる先送りであるとの印象を対外的に与えることのないよう、適切に対応してください。

(別紙1)

財源対策債分を含む事業に係る充当率の内訳

(単位: %)

地方債計画上の事業区分	対象事業等	充当率	充当率の内訳	
			うち本来分	うち財源対策債分
公共事業等	<原則> 充当率の一本化	90	50	40
	<例外> 高速自動車国道建設事業 被災市街地復興特別事業		90	0
	各種災害関連事業のうち激甚災害対策、かんまん災害対策(現年分)、災害関連緊急及び湛水防除(市町村分)に係るもの		80	10
	国営土地改良事業等の市町村負担金のうち平成22年度までに実施した事業に係る負担金相当額		30	60
	学校教育施設等整備事業		建物(国庫負担事業分) 公立の義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等	75
一般廃棄物処理事業	補助事業 重点化等事業			
地域活性化事業	平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業(「地域活性化事業取扱要領」(平成21年4月1日付け総行政第121号・総行情第50号・総行応第39号・総行地第39号・総財地第102号)中第3に定める事業に限る。)であって、平成28年度以降引き続き実施することが必要なもの			

地方向け補助金等(投資関係)に対応する地方債計画事業区分早見表 (平成28年度)(通常収支分)

※ この早見表は、事務の参考のため国の地方向け補助金等(投資関係)と想定される地方債計画事業区分を一覧にしたものですが、実際に起債するには地方財政法、地方債同意等基準等に基づき適切に取り扱ってください。

【都道府県・市町村別】

補助金名	対象となる事業債名		備 考
	都道府県	市町村	
【内閣府(地方創生推進事務局)】			
(項)地方創生推進費			
(目)地方創生推進交付金 (※うち施設整備に係るもののみ)	一般補助施設整備等事業債	一般補助施設整備等事業債	
(項)地方創生基盤整備事業推進費			
(目)地方創生整備推進交付金	公共事業等債	公共事業等債	・汚水処理施設の整備事業は下水道事業債の対象
【内閣府(沖縄)】			
(項)沖縄教育振興事業費			
(目)公立学校施設整備費負担金	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	・都道府県が実施する地震防災対策特別措置法第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業は学校教育施設等整備事業債の対象
(目)学校施設環境改善交付金	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	
(項)沖縄開発事業費			
(目)治山事業費補助	公共事業等債	-	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽市町村整備推進事業は下水道事業債の対象 ・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象 ・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
(目)地域連携道路事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)港湾改修費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)水道施設整備費補助	-	水道事業債	
(目)農業生産基盤整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)森林環境保全整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)水産基盤整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)循環型社会形成推進交付金	公共事業等債	一般廃棄物処理事業債	
(目)社会資本整備総合交付金	公共事業等債	公共事業等債	
(目)防災・安全社会資本整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	
(項)沖縄振興交付金事業推進費			
(目)沖縄振興特別推進交付金 (※うち施設整備に係るもののみ)	一般補助施設整備等事業債	一般補助施設整備等事業債	
(目)沖縄振興公共投資交付金			
交通安全施設整備費事業	公共事業等債	-	・地震対策緊急整備事業は一般補助施設整備等事業債の対象
消防防災施設整備事業	公共事業等債	-	
学校施設環境改善事業	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	・都道府県が実施する地震防災対策特別措置法第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業は学校教育施設等整備事業債の対象
水道施設整備事業	水道事業債	-	・都道府県の社会福祉法人等に対する補助金債は社会福祉施設整備事業債の対象
社会福祉等施設整備事業	公共事業等債	社会福祉施設整備事業債	
医療提供体制施設整備事業	病院事業債	病院事業債	
農山漁村地域整備事業	公共事業等債	公共事業等債	・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備事業は下水道事業債の対象
農山漁村活性化対策整備事業	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・簡易排水施設の整備事業は下水道事業債の対象
農業・食品産業強化対策整備事業	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・卸売市場施設の整備事業は市場事業債の対象
水産業強化対策整備事業	公共事業等債	-	・卸売市場施設の整備事業は市場事業債の対象
沖縄林業構造確立施設整備事業	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
工業用水道事業	工業用水道事業債	-	
社会資本整備事業	公共事業等債	公共事業等債	・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象
環境保全施設整備事業	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
自然環境整備事業	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
生物多様性保全回復整備事業	公共事業等債	-	

補助金名	対象となる事業債名		備 考
	都道府県	市町村	
【警察庁】			
(項)交通警察費			
(目)都道府県警察施設整備費補助金	公共事業等債	-	
(項)警察活動基盤整備費			
(目)都道府県警察施設整備費補助金	公共事業等債	-	・警察庁舎の整備事業は一般補助施設整備等事業債の対象
【総務省】			
(項)情報通信技術高度利活用推進費			
(目)地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(目)情報通信技術利活用事業費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)電波利用料財源電波監視等実施費			
(目)無線システム普及支援事業費等補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)消防防災体制等整備費			
(目)消防防災施設整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・地震対策緊急整備事業は一般補助施設整備等事業債の対象
【文部科学省】			
(項)初等中等教育等振興費			
(目)認定こども園施設整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)公立文教施設整備費			
(目)公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	災害復旧事業債	災害復旧事業債	
(目)公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	災害復旧事業債	災害復旧事業債	
(目)公立学校施設整備費負担金	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	
(目)学校施設環境改善交付金	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	・都道府県が実施する地震防災対策特別措置法第4条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業は学校教育施設等整備事業債の対象
(項)文化財保存事業費			
(目)史跡等購入費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
【厚生労働省(一般会計)】			
(項)医療提供体制基盤整備費			
(目)医療施設等施設整備費補助金	病院事業債	病院事業債	
(目)医療提供体制施設整備交付金	病院事業債	病院事業債	
(項)保健衛生施設整備費			
(目)保健衛生施設等施設整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・精神科病院等の整備事業は病院事業債の対象
(項)水道施設整備費			
(目)水道施設整備費補助	-	水道事業債	
(項)生活基盤施設耐震化等対策費			
(目)生活基盤施設耐震化等交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・水道施設の整備事業は水道事業債の対象 ・精神科病院等の整備事業は病院事業債の対象
(項)保育対策費			
(目)保育所等整備交付金	-	社会福祉施設整備事業債	
(項)児童福祉施設整備費			
(目)次世代育成支援対策施設整備交付金	公共事業等債	社会福祉施設整備事業債	・都道府県の社会福祉法人等に対する補助金債は社会福祉施設整備事業債の対象
(項)社会福祉施設整備費			
(目)地方改善施設整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(目)社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設整備事業債	社会福祉施設整備事業債	
(項)水道施設災害復旧事業費			
(目)水道施設災害復旧事業費補助	災害復旧事業債	災害復旧事業債	
【厚生労働省(労働保険特別会計)】			
(項)職業能力開発強化費			
(目)職業能力開発校設備整備費等補助金	公共事業等債	-	
(※うち認定職業訓練助成事業費分、 職業能力開発校設備等事業費のみ)			

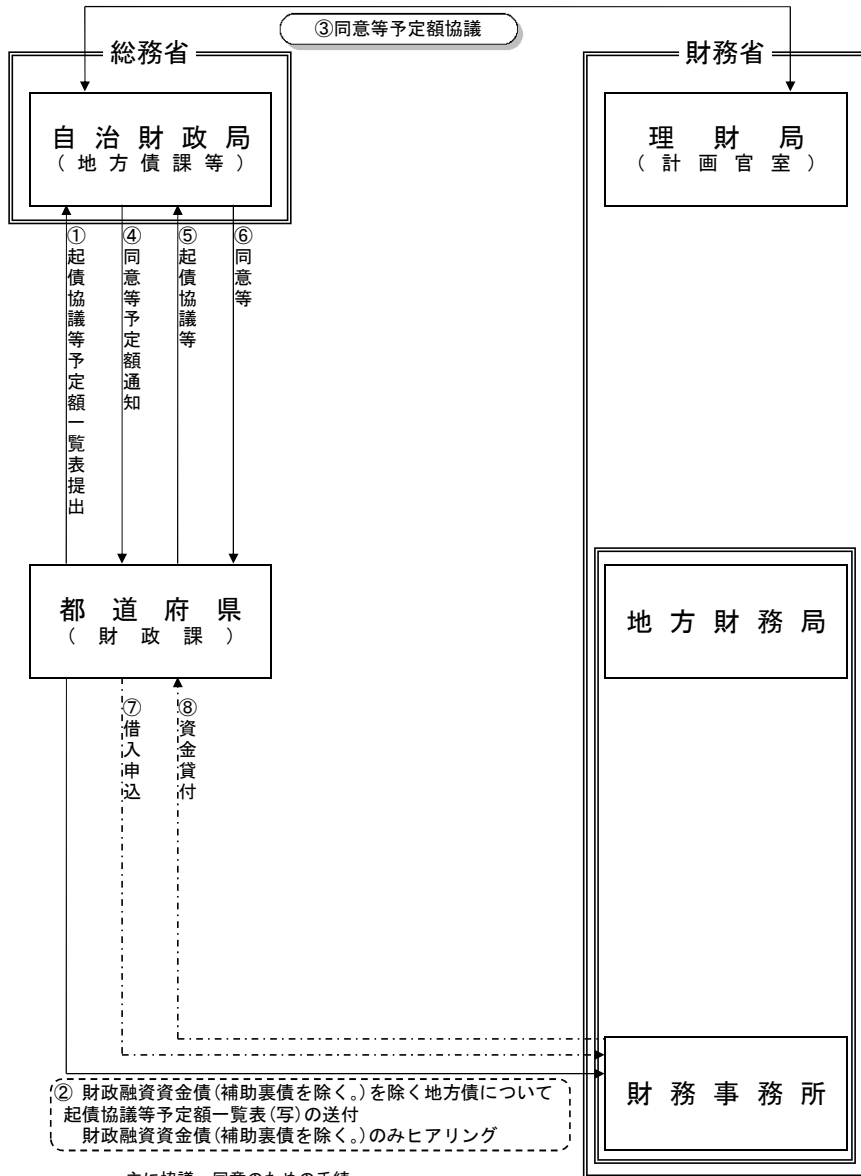
補助金名	対象となる事業債名		備 考
	都道府県	市町村	
【内閣府（年金特別会計）】			
(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費 (目)子ども・子育て支援整備交付金	社会福祉施設整備事業債	社会福祉施設整備事業債	
【農林水産省（一般会計）】			
(項)食料安全保障確立対策費 (目)食料安全保障確立対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)先端技術活用生産・流通体制強化対策費 (目)先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体整備費補助金			
(項)担い手育成・確保等対策費 (目)担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)農業・食品産業強化対策費 (目)農業・食品産業強化対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・卸売市場施設の整備事業は市場事業債の対象
(項)農地集積・集約化等対策費 (目)農地集積・集約化対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)都市農村交流等対策費 (目)都市農村交流等対策整備費補助金	-	一般補助施設整備等事業債	
(項)農山漁村活性化対策費 (目)農山漁村活性化対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・簡易排水施設の整備事業は下水道事業債の対象
(項)農業生産基盤整備推進費 (目)特殊自然災害対策整備費補助金	-	一般補助施設整備等事業債	
(項)農村地域資源維持・継承等対策費 (目)農村地域資源維持・継承等対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)森林整備・林業等振興対策費 (目)森林整備・林業等振興整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)水産業強化対策費 (目)水産業強化対策整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	・卸売市場施設の整備事業は市場事業債の対象
(項) 農業生産基盤整備事業費 (目) 諸土地改良事業費補助 (目) 農村地域防災減災事業費補助 (目) 農業競争力強化基盤整備事業費補助	公共事業等債 公共事業等債 公共事業等債	公共事業等債 公共事業等債 公共事業等債	
(項)農山漁村地域整備事業費 (目)農山漁村地域整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備事業は下水道事業債の対象
(項)農業施設災害復旧事業費 (目)農業用施設災害復旧事業費補助 (目)農地災害復旧事業費補助 (目)海岸保全施設等災害復旧事業費補助	災害復旧事業債 災害復旧事業債 災害復旧事業債	災害復旧事業債 災害復旧事業債 災害復旧事業債	
(項)農業施設災害関連事業費 (目)農業用施設等災害関連事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項)治山事業費 (目)治山事業費補助	公共事業等債	-	
(項)森林整備事業費 (目)森林環境保全整備事業費補助 (目)美しい森林づくり基盤整備交付金	公共事業等債 公共事業等債	公共事業等債 公共事業等債	
(項)山林施設災害復旧事業費 (目)治山施設災害復旧事業費補助 (目)林道施設災害復旧事業費補助	災害復旧事業債 災害復旧事業債	災害復旧事業債 災害復旧事業債	
(項)山林施設災害関連事業費 (目)災害関連緊急治山等事業費補助	公共事業等債	-	

補助金名	対象となる事業債名		備 考
	都道府県	市町村	
(目) 治山施設等災害関連事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 林地崩壊対策事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 海岸事業費			
(目) 海岸保全施設整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 水産基盤整備費			
(目) 水産物供給基盤整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 水産資源環境整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 漁港施設災害復旧事業費			
(目) 漁港施設災害復旧事業費補助	災害復旧事業債	災害復旧事業債	
(項) 漁港施設災害関連事業費			
(目) 漁港施設災害関連事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
【経済産業省】			
(項) 工業用水道事業費			
(目) 工業用水道事業費補助	工業用水道事業債	工業用水道事業債	
【国土交通省(一般会計)】			
(項) 下水道事業費			
(目) 下水道事業費補助	下水道事業債	下水道事業債	・都市下水路の整備事業は公共事業等債の対象
(項) 下水道防災事業費			
(目) 下水道防災事業費補助	下水道事業債	下水道事業債	・都市下水路の整備事業は公共事業等債の対象
(項) 住宅対策事業費			
(目) 公営住宅整備費等補助	公営住宅建設事業等債	公営住宅建設事業等債	
(項) 住宅施設災害復旧事業費			
(目) 住宅施設災害復旧事業費補助	災害復旧事業債	災害復旧事業債	
(項) 住宅防災事業費			
(目) 住宅市街地総合整備促進事業費補助	公営住宅建設事業債	公営住宅建設事業債	・基盤整備事業は公共事業等債の対象 ・下水道整備事業は下水道事業債の対象
(項) 河川整備事業費			
(目) 河川総合開発事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 治水ダム建設事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 床上浸水対策特別緊急事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 河川災害復旧等関連緊急事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 砂防事業費			
(目) 特定緊急砂防事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 特定緊急地すべり対策事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目) 砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 道路交通安全対策事業費			
(目) 道路更新防災等対策事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 地域連携道路事業費			
(目) 地域連携道路事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 都市・地域づくり推進費			
(目) 集落活性化推進事業費補助金	-	一般補助施設整備等事業債	
(項) 都市再生・地域再生整備事業費			
(目) 都市再生推進事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 市街地防災事業費			
(目) 地下街防災推進事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項) 都市・地域交通整備事業費			
(目) 都市・地域交通戦略推進事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	

補助金名	対象となる事業債名		備 考
	都道府県	市町村	
(目)循環型社会形成推進交付金	公共事業等債	一般廃棄物処理事業債	・浄化槽市町村整備推進事業は下水道事業債の対象
(目)農山漁村地域整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備事業は下水道事業債の対象
(目)美しい森林づくり基盤整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	
(目)社会資本整備総合交付金	公共事業等債	公共事業等債	・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
(目)防災・安全社会資本整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
(項)社会資本総合整備事業費			
(目)社会資本整備総合交付金	公共事業等債	公共事業等債	・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
(目)防災・安全社会資本整備交付金	公共事業等債	公共事業等債	・公営住宅の整備事業は公営住宅建設事業債の対象 ・下水道(都市下水路を除く)の整備事業は下水道事業債の対象
(項)港湾環境整備事業費			
(目)港湾環境整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項)港湾事業費			
(目)港湾改修費補助	公共事業等債	公共事業等債	
【国土交通省(自動車安全特別会計)】			
(項)空港整備事業費			
(目)空港整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(目)教育施設等騒音防止対策事業費補助	公共事業等債	学校教育施設等整備事業債	
(項)北海道空港整備事業費			
(目)空港整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項)離島空港整備事業費			
(目)空港整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
(項)沖縄空港整備事業費			
(目)空港整備事業費補助	公共事業等債	公共事業等債	
【環境省(一般会計)】			
(項)廃棄物・リサイクル対策推進費			
(目)廃棄物処理施設整備交付金	-	一般廃棄物処理事業債	
(項)廃棄物処理施設整備費			
(目)循環型社会形成推進交付金	公共事業等債	一般廃棄物処理事業債	・浄化槽市町村整備推進事業は下水道事業債の対象
(項)環境保全施設整備費			
(目)生物多様性保全回復施設整備交付金	公共事業等債	-	
(項)生物多様性保全等推進費			
(目)環境保全施設整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)自然公園等事業費			
(目)自然環境整備交付金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
(項)環境保健対策推進費			
(目)水俣病総合対策施設整備費補助金	公共事業等債	一般補助施設整備等事業債	
【環境省(エネルギー対策特別会計)】			
(項)エネルギー需要構造高度化対策費			
(目)二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業)	-	一般廃棄物処理事業債	

起債手続の流れ (都道府県・指定都市分)

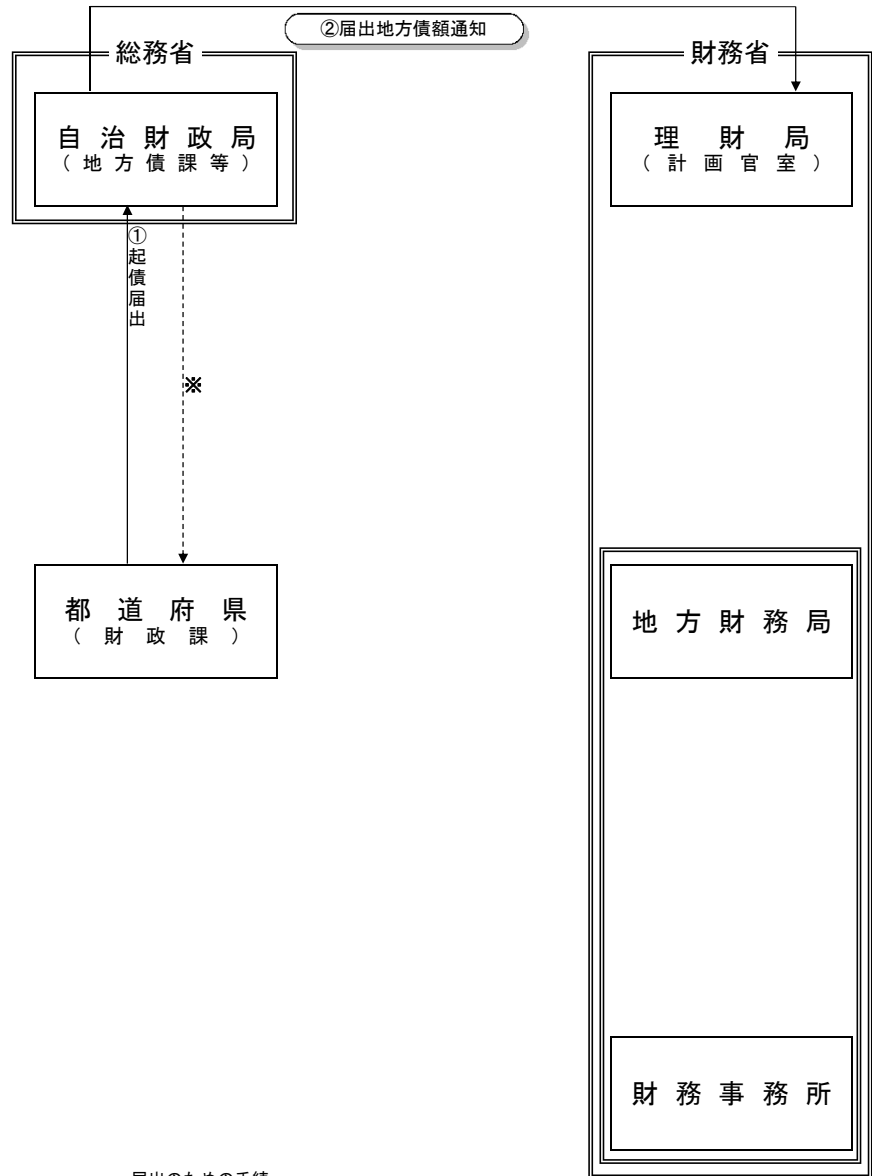
【簡易協議等手続】



——— 主に協議・同意のための手続
 - - - 主に資金貸付のための手続
 ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの
 ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち実務上行われるもの

※ ⑦・⑧の手続は財政融資資金の場合。民間資金については、金融機関等に対して行われる。
 ※ 協議団体においては、⑥について同意を得ない場合、議会報告の上、民間資金から借入を行うこととなる。

【届出手続】

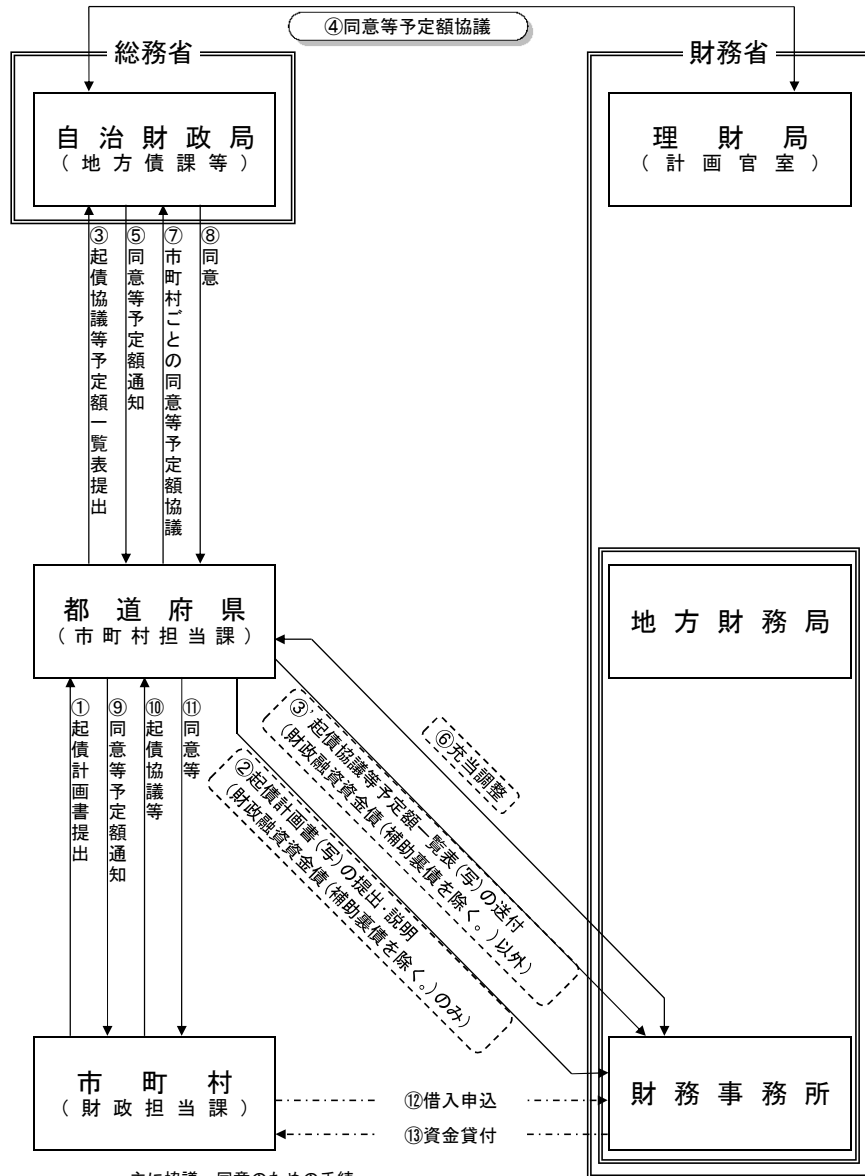


——— 届出のための手続
 - - - 協議を受けたならば同意をすることと認められない場合の手続
 ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの

※ 協議を受けたならば同意をすることと認められない場合は、その旨が通知される。
 その場合、都道府県・指定都市は、投資家等に対しこの旨を明示した上で、借入を行うこととなる。

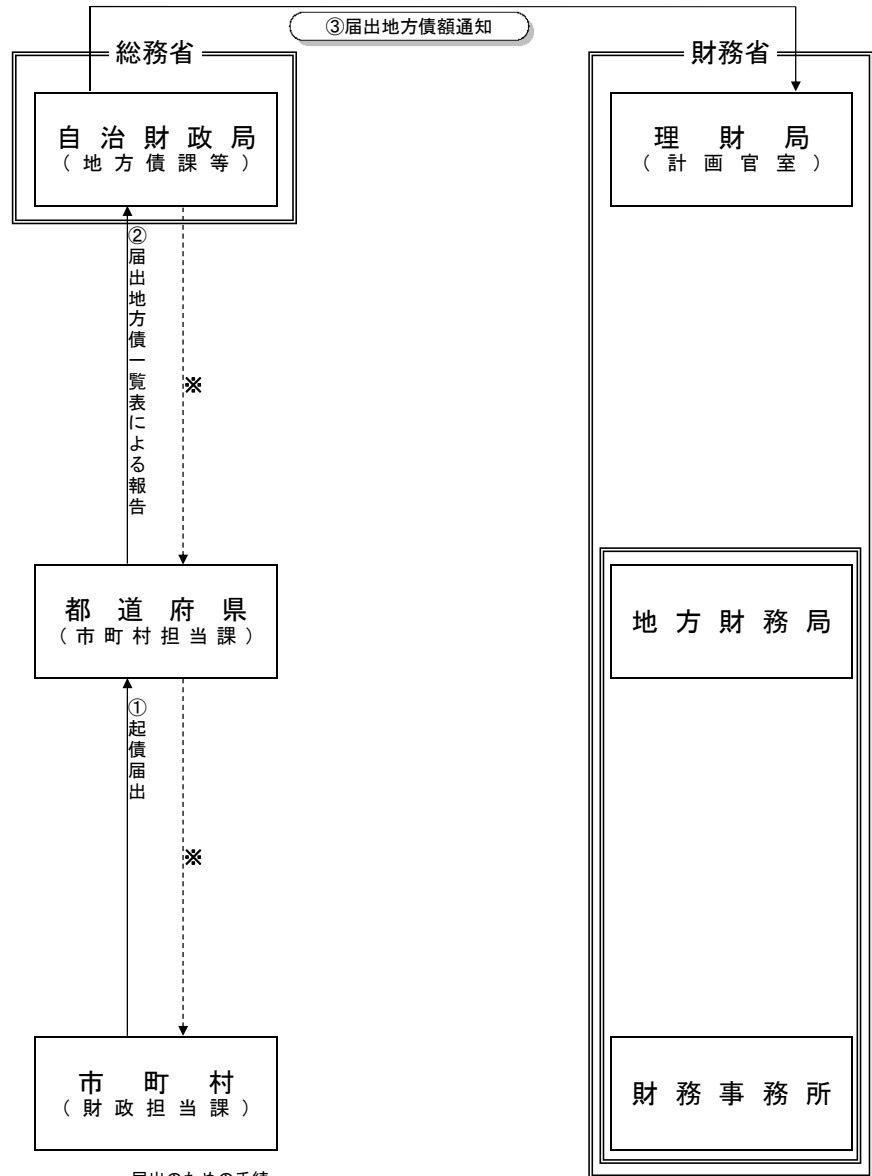
起債手続の流れ（市町村分）

【簡易協議等手続】



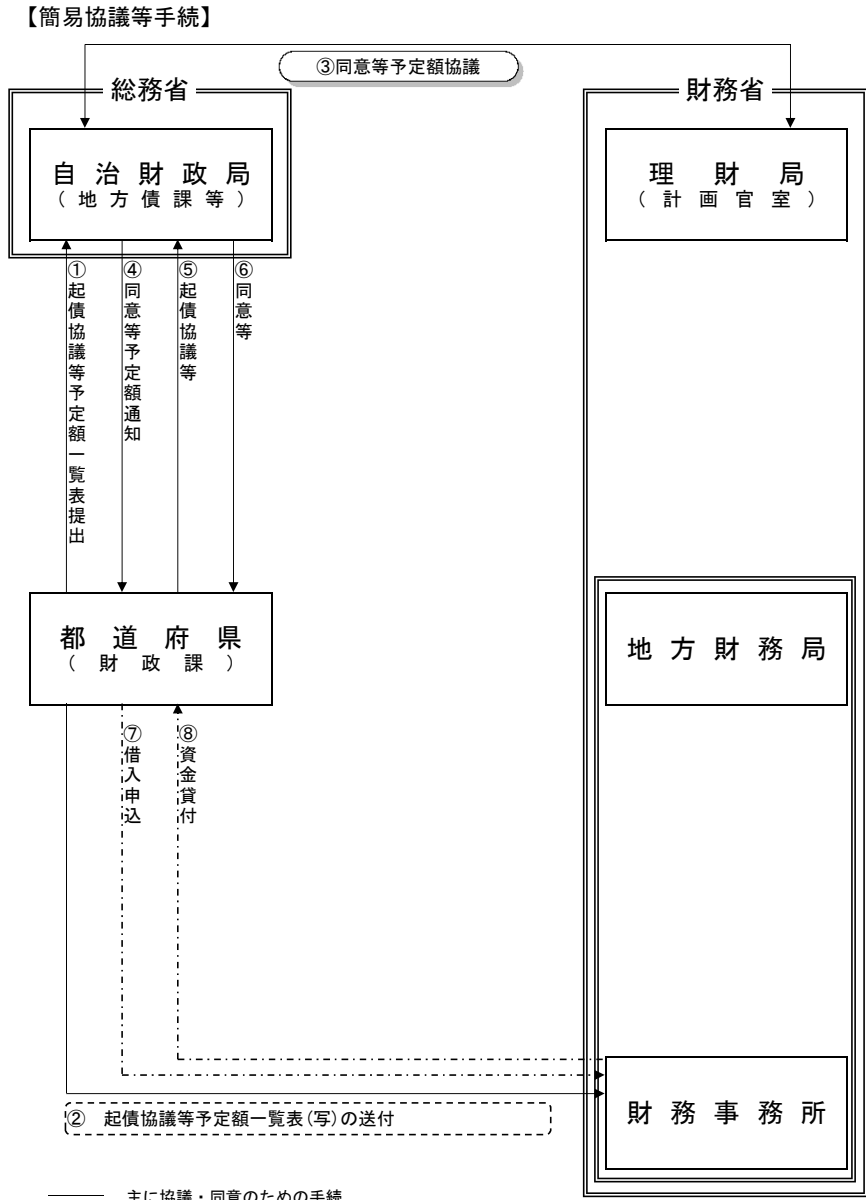
※ ⑫・⑬の手続は財政融資資金の場合。民間資金については、金融機関等に対して行われる。
 ※ 協議団体においては、⑪について同意を得ない場合、議会報告の上、民間資金から借入を行うこととなる。

【届出手続】

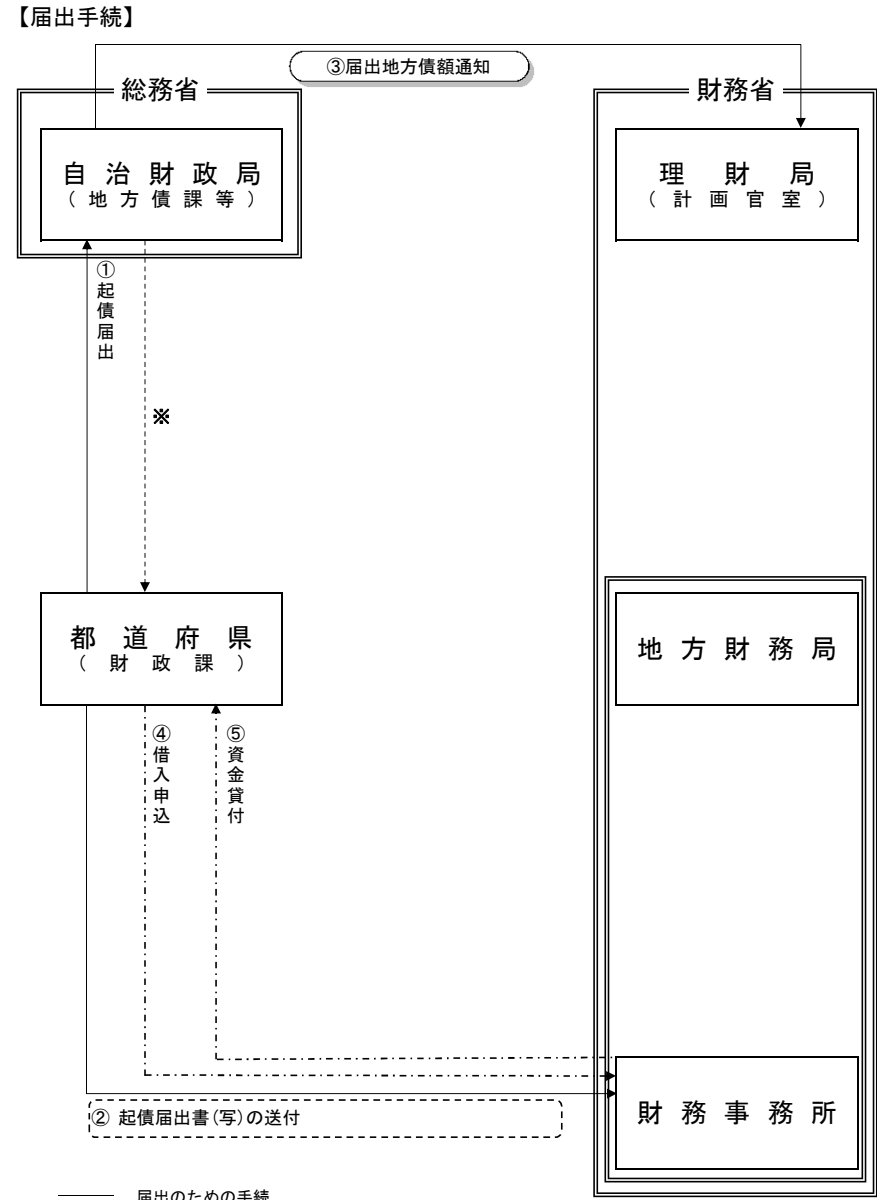


※ 協議を受けたならば同意をすることと認められない場合は、その旨が通知される。
 その場合、市町村は、投資家等に対しこの旨を明示した上で、借入を行うこととなる。

起債手続（特別転貸債）の流れ（都道府県・指定都市分）



—— 主に協議・同意のための手続
 - - - - 主に資金貸付のための手続
 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの
 起債に関する財務省との調整手続のうち実務上行われるもの

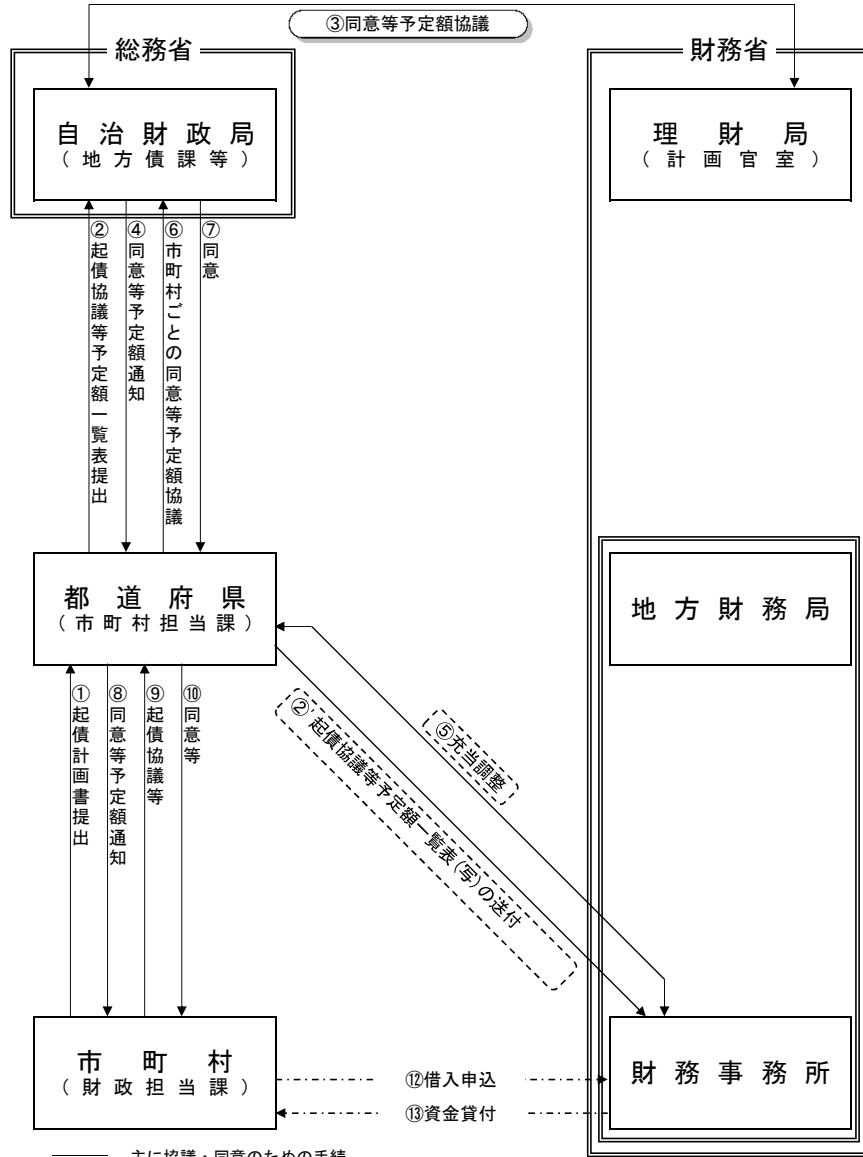


—— 届出のための手続
 - - - - 協議を受けたならば同意をすることと認められない場合の手続
 - - - - 主に資金貸付のための手続
 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの
 起債に関する財務省との調整手続のうち実務上行われるもの

※ 協議を受けたならば同意をすることとなると認められない場合は、その旨が通知される。

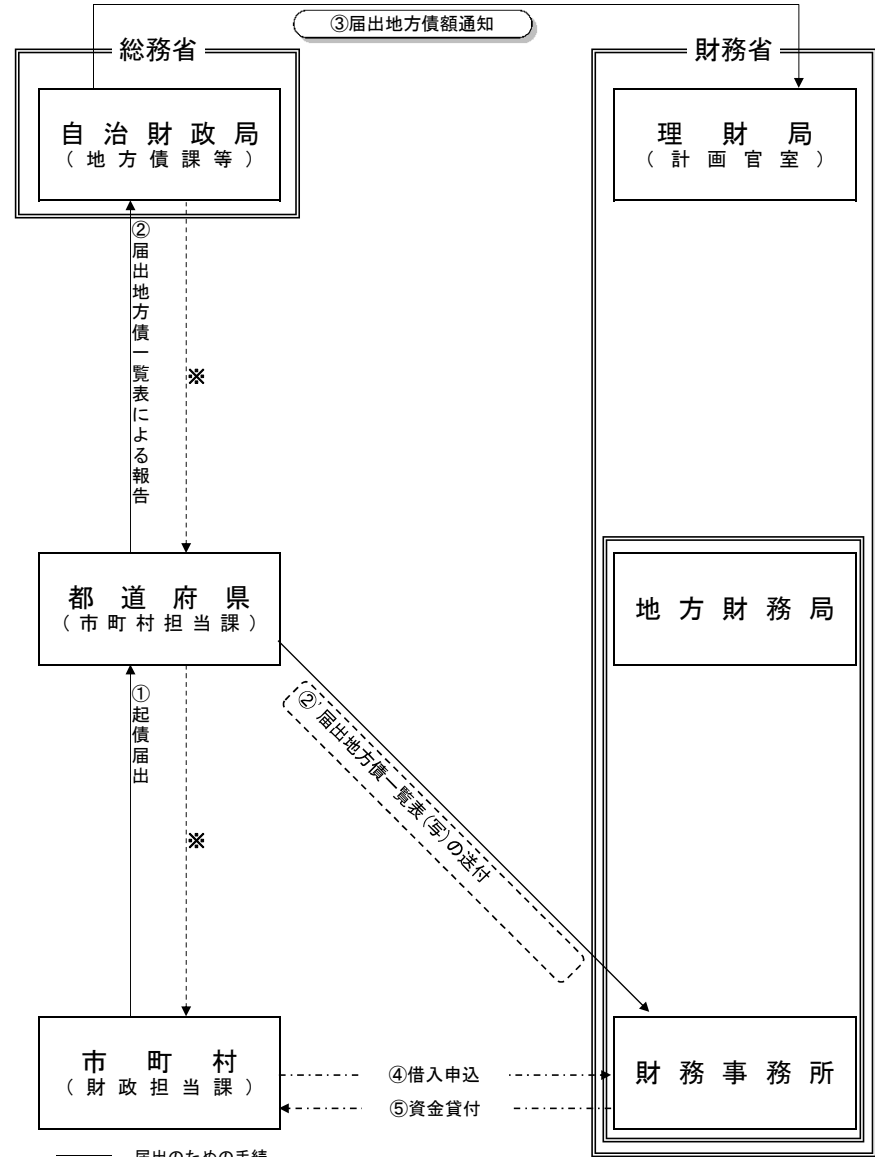
起債手続（特別転貸債）の流れ（市町村分）

【簡易協議等手続】



—— 主に協議・同意のための手続
 - - - - 主に資金貸付のための手続
 ○ ○ ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの
 ○ ○ ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち実務上行われるもの

【届出手続】



—— 届出のための手続
 - - - - 協議を受けたならば同意をすることと認められない場合の手続
 - - - - 主に資金貸付のための手続
 ○ ○ ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち政省令に根拠のあるもの
 ○ ○ ○ 起債に関する財務省との調整手続のうち実務上行われるもの

※ 協議を受けたならば同意をすることとなると認められない場合は、その旨が通知される。

財務省(財務局・財務事務所)ヒアリングの対象範囲(平成28年度)

	財政融資資金	機構資金	民間等資金
補助	<p><補助裏債>・・・ヒアリング対象外</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">○公共事業等○公営住宅○災害復旧(補助・直轄のみ)○全国防災○学校(義務教育施設のみ)○一般廃棄物(建屋・門・さく・へい含む)○一般補助○辺地・過疎○公営企業債(一部継ぎ単含む)		
単独	<p>【具体例】</p> <p>ヒアリング対象</p> <ul style="list-style-type: none">○災害復旧(単災)○学校(義務教育施設以外)○一般廃棄物○緊急防災・減災○辺地・過疎○臨財債○水道○交通○港湾○病院○下水道	<p>ヒアリング対象外</p>	